

農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）第4条第6項の規定により、変更後の北海道農村地域産業導入基本計画を次のとおり公表する。

なお、「次のとおり」については、北海道のホームページ（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kei/>）から閲覧することができる。

令和5年（2023年）4月11日

北海道知事 鈴木 直道